

6. 母子保健対策について

市区町村が実施した1歳6か月児及び3歳児の健康診査受診率(都道府県別)

		1歳6か月児	3歳児
1	北海道	94.6%	92.7%
2	青森	96.1%	94.7%
3	岩手	94.0%	96.6%
4	宮城	94.3%	91.1%
5	秋田	96.8%	96.3%
6	山形	97.8%	97.6%
7	福島	95.9%	93.9%
8	茨城	92.4%	89.1%
9	栃木	95.1%	92.9%
10	群馬	93.3%	90.6%
11	埼玉	92.8%	89.5%
12	千葉	93.4%	89.0%
13	東京	89.1%	89.7%
14	神奈川	94.5%	91.9%
15	新潟	97.3%	95.7%
16	富山	97.4%	96.5%
17	石川	96.3%	95.6%
18	福井	96.9%	96.0%
19	山梨	93.9%	89.2%
20	長野	94.7%	93.0%
21	岐阜	93.0%	93.3%
22	静岡	96.0%	92.5%
23	愛知	96.1%	94.0%
24	三重	95.8%	93.2%
25	滋賀	94.0%	89.9%
26	京都	95.6%	93.2%
27	大阪	94.0%	85.0%
28	兵庫	95.5%	94.1%
29	奈良	92.3%	86.0%
30	和歌山	96.0%	91.1%
31	鳥取	97.2%	96.4%
32	島根	95.0%	93.7%
33	岡山	89.7%	85.5%
34	広島	93.5%	86.4%
35	山口	93.9%	92.5%
36	徳島	93.6%	90.8%
37	香川	92.9%	88.4%
38	愛媛	87.2%	83.5%
39	高知	81.5%	78.4%
40	福岡	93.6%	90.7%
41	佐賀	97.0%	94.4%
42	長崎	95.5%	92.8%
43	熊本	96.4%	94.6%
44	大分	91.6%	87.8%
45	宮崎	91.1%	87.1%
46	鹿児島	94.5%	89.8%
47	沖縄	86.6%	79.7%
	全国	93.7%	90.8%

(平成20年度 地域保健・老人保健事業報告より)

注:受診率=(一般健康診査受診実人員/対象人員)×100

女性健康支援センター事業

思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

○ 対象者

- (1) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (2) 妊娠、避妊についての的確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (3) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (4) メンタルケアの必要な者
- (5) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (6) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者等

○ 実施担当者

医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所

保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施

37カ所（平成21年度）

青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、川崎市、福岡市、川崎市、盛岡市、船橋市、久留米市

○ 予算

「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。

8,093百万円の内数（平成22年度予算）

○ 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

○ 補助率 1/2（負担割合：国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2）

各
都道府県
政令市
特別区
母子保健主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



妊娠の届出状況に係る調査結果及び早期の妊娠届出の勧奨等について

妊娠・出産の安全・安心を確保する上で、妊婦が健康診査、保健指導等の母子保健サービスを妊娠の早期から受けることが重要であることから、妊娠の届出を早期に行うよう勧奨しているところである。今般、平成 19 年度における妊娠の届出状況について調査を行ったところ、結果が別紙のとおり取りまとめたので送付する。

この調査結果を踏まえ、下記に留意の上、早期の妊娠届出の勧奨並びに届出が遅れた者への適切な対応に努めるとともに、都道府県においては当該趣旨について管内市町村への周知徹底をお願いする。

記

1. 早期の妊娠届出の勧奨

(1) 妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨

妊娠の届出については、「健やか親子 21」において「妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 100%」という目標を設定し、早期の妊娠届出の勧奨に取り組んでいるところであるが、妊娠 11 週以下での妊娠の届出率は年々上昇しているものの、平成 18 年度では 70.1%にとどまっている。

こうした状況に鑑み、各市町村において、関係機関と連携を図りながら、早期の妊娠届出が行われるよう妊婦等に対し積極的な普及啓発に取り組むとともに、適切な母子保健サービスの提供を図られたい。

厚生労働省において妊婦健診の受診及び早期の妊娠届出の勧奨のための啓発用デザインを作成しているので、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

なお、医療機関等においても妊婦に対し早期の妊娠届出を勧奨するよう、厚生労働省より(社)日本医師会、(社)日本産婦人科医会、(社)日本産科婦人科学会、(社)日本助産師会、(社)日本看護協会に対して協力を依頼しているところである。

(注) 啓発用デザインについては、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>) に掲載しており、ダウンロードすることが可能である。

(2) 妊娠について悩んでいる者等への重点的な取組

早期の妊娠届出率の向上を図る上で、「望まない妊娠」、「経済的理由」、「外国人」等の属性の者に対する重点的な対応が必要と考えられることから、以下の①から③までについて、積極的な取組を図られたい。

① 妊娠、出産について悩んでいる者への相談援助

望まない妊娠など、妊娠、出産について悩んでいる者に対する相談援助として、平成17年8月23日雇児発第0823001号「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」により、女性健康支援センター事業を実施しているところである。各都道府県等におかれては、当該事業や自主的な取組により、相談窓口の設置等の取組の充実に努められたい。

また、(社)日本家族計画協会において、思春期相談事業及び妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業を実施しているところであり、これらの相談窓口について、積極的な周知を図られたい。

(注) 思春期相談事業及び妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業の実施場所等については、(社)日本家族計画協会のホームページ(<http://www.jfpa.or.jp/>)を参照のこと。

② 妊婦健康診査の公費負担の充実

妊娠中の健診費用の負担軽減のため、妊婦健康診査については、平成19年1月16日雇児母発第0116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」を踏まえ、経済的負担を軽減するための公費負担の充実に努められたい。

③ 外国人への対応

外国人の妊婦に対し、早期の妊娠届出を促すため適切な媒体を活用して広報を行うなど、適切な母子保健サービスの提供を図られたい。

なお、外国人を対象とした諸外国語の啓発用デザインを作成し、厚生労働省ホームページに掲載することとしているので、広報誌・ホームページへの掲載、リーフレットの作成、各種窓口での配布等の普及啓発に活用されたい。

2. 妊娠届出が遅れた者への対応

今回の調査において、届出が遅れた者の状況について詳細を把握していない市町村がみられたが、妊娠届出が遅れた者については、届出が遅れた事由及び妊産婦等の状況を詳細に把握するよう努められたい。

また、各市町村において、妊産婦や新生児に対する訪問指導、育児支援家庭訪問事業などにより、妊娠・出産・育児期において支援を必要とする家庭に対する保健指導等が行われているところであるが、今後とも、関係部署と連携を図りつつ、当該家庭に対し、必要な支援を行われたい。

平成19年度における妊娠届出状況について(調査結果)

1. 妊娠届出者(母子健康手帳交付者)数

	総数	28週未満	28週～出産まで	出産後	不明
届出者数	1,129,730 (100.0%)	1,100,745 (97.4%)	6,876 (0.6%)	2,841 (0.3%)	19,268 (1.7%)

2. 妊婦の状況別、妊娠届出者(母子健康手帳交付者)数

	総数	妊婦の状況を把握している						未把握	
		総数	①望まない妊娠	②経済的理由	③外国人	④母子家庭	⑤虐待(ネグレクト)傾向		⑥その他
28週～出産まで	6,876 (100.0%)	4,944 (71.9%) <100.0%>	652 <13.2%>	761 <15.4%>	691 <14.0%>	973 <19.7%>	235 <4.8%>	2,124 <43.0%>	1,932 (28.1%)
出産後	2,841 (100.0%)	1,748 (61.5%) <100.0%>	230 <13.2%>	252 <14.4%>	365 <20.9%>	305 <17.4%>	117 <6.7%>	814 <46.6%>	1,093 (38.5%)

※複数回答による。

※「⑥その他」として、「海外で妊娠・出産し、帰国後届出を行った」、「妊娠に気づくのが遅かった」、「忙しくて時間がなかった」等が挙げられた。

3. 妊娠届出者(母子健康手帳交付者)数 <都道府県別>

都道府県	妊娠届出者数	28週～出産まで	出産後
全 国	1,129,730 (100.0)	6,876 (0.6)	2,841 (0.3)
北 海 道	42,281 (100.0)	209 (0.5)	59 (0.1)
青 森 県	10,358 (100.0)	82 (0.8)	23 (0.2)
岩 手 県	10,244 (100.0)	88 (0.9)	20 (0.2)
宮 城 県	20,595 (100.0)	127 (0.6)	37 (0.2)
秋 田 県	7,620 (100.0)	118 (1.5)	18 (0.2)
山 形 県	9,361 (100.0)	48 (0.5)	18 (0.2)
福 島 県	17,532 (100.0)	125 (0.7)	31 (0.2)
茨 城 県	25,566 (100.0)	165 (0.6)	119 (0.5)
栃 木 県	18,243 (100.0)	94 (0.5)	47 (0.3)
群 馬 県	17,530 (100.0)	135 (0.8)	32 (0.2)
埼 玉 県	62,512 (100.0)	362 (0.6)	82 (0.1)
千 葉 県	53,927 (100.0)	332 (0.6)	141 (0.3)
東 京 都	115,073 (100.0)	800 (0.7)	419 (0.4)
神 奈 川 県	82,222 (100.0)	411 (0.5)	517 (0.6)
新 潟 県	19,064 (100.0)	73 (0.4)	25 (0.1)
富 山 県	8,937 (100.0)	35 (0.4)	18 (0.2)
石 川 県	10,876 (100.0)	42 (0.4)	11 (0.1)
福 井 県	7,402 (100.0)	29 (0.4)	18 (0.2)
山 梨 県	7,335 (100.0)	43 (0.6)	25 (0.3)
長 野 県	18,862 (100.0)	70 (0.4)	22 (0.1)
岐 阜 県	18,421 (100.0)	102 (0.6)	45 (0.2)
静 岡 県	33,836 (100.0)	216 (0.6)	198 (0.6)
愛 知 県	73,855 (100.0)	481 (0.7)	130 (0.2)
三 重 県	16,519 (100.0)	86 (0.5)	31 (0.2)
滋 賀 県	13,867 (100.0)	60 (0.4)	13 (0.1)
京 都 府	22,775 (100.0)	88 (0.4)	58 (0.3)
大 阪 府	82,953 (100.0)	480 (0.6)	151 (0.2)
兵 庫 県	50,244 (100.0)	350 (0.7)	85 (0.2)
奈 良 県	11,259 (100.0)	45 (0.4)	8 (0.1)
和 歌 山 県	8,203 (100.0)	39 (0.5)	22 (0.3)
鳥 取 県	5,005 (100.0)	37 (0.7)	8 (0.2)
島 根 県	5,803 (100.0)	19 (0.3)	7 (0.1)
岡 山 県	17,273 (100.0)	77 (0.4)	19 (0.1)
広 島 県	26,363 (100.0)	117 (0.4)	56 (0.2)
山 口 県	11,506 (100.0)	63 (0.5)	14 (0.1)
徳 島 県	5,975 (100.0)	23 (0.4)	14 (0.2)
香 川 県	8,428 (100.0)	36 (0.4)	8 (0.1)
愛 媛 県	11,989 (100.0)	64 (0.5)	16 (0.1)
高 知 県	5,735 (100.0)	41 (0.7)	3 (0.1)
福 岡 県	44,599 (100.0)	344 (0.8)	71 (0.2)
佐 賀 県	7,653 (100.0)	52 (0.7)	11 (0.1)
長 崎 県	12,227 (100.0)	68 (0.6)	8 (0.1)
熊 本 県	16,659 (100.0)	153 (0.9)	46 (0.3)
大 分 県	10,151 (100.0)	56 (0.6)	14 (0.1)
宮 崎 県	10,356 (100.0)	85 (0.8)	14 (0.1)
鹿 児 島 県	15,327 (100.0)	143 (0.9)	33 (0.2)
沖 縄 県	17,209 (100.0)	163 (0.9)	76 (0.4)



【概要】

- 「健やか親子21」とは、21世紀の母子保健の取組の方向性や指標を示したものであり、関係機関・団体が一体となって、2001年（平成13年）から2014年（平成26年）まで、その達成に向けて取り組む国民運動計画。

- 母子保健に関する主要な課題として、①思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、②妊娠出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援、③小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備、④子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減の4課題を設定し、その指標と目標を定めている。

- 2005年（平成17年）の第1回中間評価に続いて、2009年（平成21年）に第2回中間評価実施し、2010年（平成22年）3月17日に開催した第5回『健やか親子21』の評価等に関する検討会において、第2回中間評価報告書をとりまとめた。

- 第2回中間評価では、設定された67指標（72項目）の指標のうち、第1回中間評価と比べて、改善は70.8%（51項目）、悪化は19.4%（14項目）。

- 今後5年間で、以下の4点について重点的に推進する。
 - ・ 思春期の自殺の防止を含む子どもの心の問題への取組の強化
 - ・ 産婦人科医師、助産師、新生児科医師等の産科医療・周産期医療を担う人材の確保
 - ・ 全出生数に占める低出生体重児の割合の低下に向けた取組の強化
 - ・ 子どもの虐待防止対策の更なる強化

【「子どもの虐待」について】

健やか親子21の第4課題「子どもの心の安らかな発達と育児不安の軽減」では、子どもの虐待に関する指標と目標が設定されている。

◆『「健やか親子21」第2回中間評価報告書』より

1. 第2回中間評価の結果について

- 2005年（平成17年）の第1回中間評価時の重点取組として設定されていた「子どもの虐待防止対策の取組の強化」については、関係する指標のほとんどが、改善を示していない。「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の数値として使用している児童相談所での相談対応件数は、策定時の現状値から直近値まで増加している。「虐待による死亡数（4-1）」は、策定時の現状値から直近値までほぼ横ばい、「子育てに自信が持てない母親の割合（4-3）」は第1回中間評価時と直近値を比べてわずかに減少となっている（表1参照）。
- 「法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数（4-2）」の増加は、児童虐待防止法等の改正により虐待の定義が拡大されたことや虐待に対する認識の向上の結果もあるが、虐待そのものの増加とも考えられる。
- 子どもの虐待の予防、早期発見のために保健分野と児童福祉分野の連携は重要であり、2009年（平成21年）4月に児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、市町村が中心となり保健・医療・福祉・警察等地域の関係機関で構成される「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の設置を進め、相談・支援体制の充実が図られており、関係機関の調整や情報共有を行っている。また、市町村の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等も児童福祉法に位置付けて推進しているが、虐待に関する指標は改善しておらず、今後も、より一層、母子保健分野と児童福祉分野の連携の強化を推進する必要がある。

2. 今後5年間の重点取組について（子どもの虐待の防止対策の更なる強化）

- うつ状態、母子健康手帳未交付、妊婦健診未受診等の子どもの虐待のハイリスク要因を持つ妊娠期・周産期の母親を早期に発見し、子どもの虐待を予防するとともに、子どもの虐待を発見した場合には、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を中心にして適切な保護や支援を行っていく必要がある。
- 子どもの虐待の予防や早期発見に向け、市町村は、各種母子保健サービスや乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、児童相談所との連携を強化すると共に、地域のNPO等の子育て支援サービスを充実すること等により、市町村における虐待を防止するための体制整備を進める必要がある。
- 特に、子どもの虐待による死亡は、他の年齢と比べて0歳児に多く、望まない妊娠、産後うつ等の影響や経済的な要因が指摘されており、子どもの虐待による死亡数を減少させるために、妊娠以前から出産後育児期に至るまでの連続した支援が必要である。

表1 指標の直近値と評価

指標	策定時の 現状値	第1回中間評価	直近値	第2回 中間評価	目標 (2014年まで)
4-1 虐待による死亡数	44人	51人	45人	A-2	減少傾向へ
4-2 法に基づき児童相談所に報告があった被虐待児数	17,725件	33,408件	40,639件	B-2	増加を経て減少へ
4-3 子育てに自信が持てない母親の割合	27.4%	3～4ヶ月健診 19.0% 1歳6ヶ月健診 25.6% 3歳健診 29.9%	3～4ヶ月健診 17.6% 1歳6ヶ月健診 24.9% 3歳健診 26.0%	A-3	3～4ヶ月健診 12% 1歳6ヶ月健診 18% 3歳健診 21%

※ 第2回中間評価について

○ 第1回中間評価時の数値と直近値の比較の結果

A:良くなっている指標(項目) B:悪くなっている又は変わらない指標(項目) C:評価が困難な指標(項目) D:調査未実施の指標(項目)

○ 策定値の現状値と直近値の比較の結果

1:良くなっている指標(項目) 2:悪くなっている又は変わらない指標(項目) 3:第1回中間評価時に定めた指標(項目)又は集計方法が異なるため比較困難な指標(項目)

